

イメージ

裁判員制度

各地の裁判所へ行くと裁判員制度の広報文書が置いてある。二〇〇五年から一年間、最高裁が掲示したポスターでは女優の長谷川京子さんが、この制度は「裁判と国民との距離を縮め、裁判に対する信頼を高める役割を果たす」と語り掛けた。

民参加の導入は民主政治を強化する役割を果たしてきている。

ない) ②被告の義務化(被告が裁判員に不信感や不安感を持っても裁判を拒否できない) ③裁判員はお飾りの存在(裁判官と独立・対等にはとてもやれない) ④人権侵害の温存(捜査の現状に手をつけずに制度がつくられている) ⑤秘密の聖

反対論



「裁判員制度は廃止すべきだ」と話す高山俊吉弁護士

「欠陥多く延期すべき」

裁判員制度は、国の主権

者である国民が政治や行政の分野だけでなく、司法の分野へも意見を反映させ、司法を身近なものにする意義があると説明されている。欧米では歴史的に、国

しかし反対論も強い。刑事法学者の小田中聡樹・東北大名誉教授は著書「希望としての憲法」(花伝社)で「裁判員の義務化(憲法は義務化を認めてい

域(裁判員の秘密漏えいを処罰する規定などで裁判批判を抑圧する)——という五つの疑問があると指摘した。「制度的欠陥があまりに多く、実施は延期すべき

だ」と小田中名誉教授。昨年、「裁判員制度はいらない」(講談社)を出版した「憲法と人権の日弁連を旨指す会」代表、高山俊吉弁護士は、市民参加の

陪審は支持するとしながらも、裁判員制度については「諸悪の根源」と批判する。「長谷川さんのポスターが『信頼を高める』として

いるように、この制度は現在の刑事司法を良しとするところから出発している。国家権力には人権を侵害する恐れがあり、それをチェックするのが大事だという思想が見られない。陪審制度は被告を守る盾になるが、裁判員制度は全く違つ高山弁護士は「この制度は、審理にじっくり時間をかけないなど、すべての司法改悪につながる」と強調する。

根強い反対論には、それぞれ耳を傾けるべき主張が含まれている。こうした批判を克服する制度に仕上げられるか。政府や最高裁、日弁連などに課された責任は重い。

(共同通信編集委員 土屋美明) 〓 随時掲載